

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十一号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「マンション建替組合」の下に「マンション敷地売却組合」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月二十四日から施行する。